

令和 7 年度事業報告の件

令和 7 年度事業報告

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

令和 7 年度における世界経済は金融引き締め政策の長期化やインフレ圧力の持続に加え、地政学的リスクの高まり、資源価格の変動等の影響を受け、不透明な状況であった。

不動産業界においては、日本銀行の金融政策の動向を背景とした金利上昇圧力が顕在化し、住宅ローン金利の上昇が住宅取得マインドに一定の影響を及ぼすことが懸念された一方、令和 8 年の地価公示は全国平均、三大都市圏、地方圏とも、全用途平均・住宅地・商業地いずれも 5 年連続で上昇し、依然として上昇基調が続く結果となった。

本会では令和 7 年度において、不動産取引の活性化に資する事業、宅地建物取引業に係る者の資質向上及び消費者保護を図る事業を積極的に展開し、特に公益目的事業を中心に、令和 7 年度事業計画に基づき三つの公益目的事業・共益事業、法人管理を適正に推進した。

主な事業として、令和 8 年度税制改正提言活動、空き家・空き地対策としての調査研究、デジタル化施策への対応として、新流通システム「ハトサポ BB」・電子契約システム「ハトサポサイン」のさらなる普及啓発活動、Web 研修システムによる「不動産実務セミナー」を複数回開催し、「不動産消費者セミナー」では、「二地域居住というリアル」をテーマに一般消費者の興味関心と不動産取引の促進を目的とした動画配信によるセミナーを実施した。

また、令和 7 年度は第 3 期中期計画「ハトマークグループ・ビジョン 2025」が最終年度となったことから、進捗状況や検証を行ったうえで、「ハトマークグループ・ビジョン 2030」を作成し、令和 8 年度以降、新たなビジョンに則った活動を行っていくことが決定された。

令和 7 年度の事業を実施するにあたっては、都道府県協会、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下、全宅保証）、一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会（以下、全宅管理）及び一般財団法人ハトマーク支援機構（以下、ハトマーク支援機構）と緊密な連携のもと、不動産取引の活性化に資する事業、宅地建物取引業に係る資質向上及び消費者保護を図る事業を展開してきた。

具体的には、公益目的事業 1「不動産に関する調査研究・情報提供事業」として、経済活動の促進及び国民の住生活向上等の観点から、土地住宅税制及び各種政策提言活動を展開した。これらの提言活動の結果、低未利用土地等を譲渡した場合の 100 万円控除の適用期限の延長、さらには住宅ローン減税制度についての子育て世帯等の借入限度額の上乗せ措置や既存住宅に係る支援措置の拡充及び床面積要件の緩和等について要望内容が実現される等成果が得られた。

さらに、空き家・空き地対策においては、令和7年度もプロジェクトチームを設置し、空き家相談の担い手育成、相談体制の構築及び早期利活用を促すための各種施策の検討等を行い必要な業環境の整備に向けた情報収集や調査研究を行った。

情報提供活動では、全宅連統合サイト（ハトマークサイト）を運営し、消費者への宅地建物取引に係る公平・公正な情報提供に努めた。

公益目的事業2「不動産取引等啓発事業」においては、不動産総合情報誌「リアルパートナー」を年6回発行するとともに、デジタル配信に向けた所要の準備を進めた。また、宅地建物取引に関する知識の周知・啓発のための小冊子の頒布、寄贈を行うなど取引に関する知識の周知・啓発のための各種事業を展開した。

公益目的事業3「不動産に係る人材育成事業」では、「消費者向けセミナー」として「NewsPicks」とタイアップにて制作された動画「二地域居住というリアル」をテーマに動画配信し一般消費者の興味促進を目的としたセミナーを実施した。

また、Web研修システムを活用し、宅地建物取引知識の習得を目的とした「不動産実務セミナー」を開催し、「AIで変わる仕事と未来」、「金利のある世界における住宅ローンの選び方」、「不動産業界の働き方改革最前線・カスハラ対策」等をテーマに3回開催し、不動産キャリアパーソンの運営・普及に努めるとともに、宅地建物取引士Web法定講習の実施団体である都道府県協会等に対してシステム及び講習コンテンツの提供を行った。

会員・都道府県協会支援のための共益事業については、契約書等書式の充実、都道府県協会における入会促進策への支援等に取り組んだ。

特に、入会促進ランディングページを刷新するとともに動画配信やWeb広告の配信に努めた。

その他の取り組みとして、研修パックの運営、指定流通機構・不動産ジャパン等関係団体の行う諸事業への協力、全宅管理・ハトマーク支援機構等関連団体の運営への協力を行った。

また、都道府県協会、全宅保証と連携して、効率的・合理的な会務運営を推進し、令和7年度から施行された改正公益認定法の対応として定款や諸規定の見直しを行うとともに、適正な経理処理と財務運営に努めた。

I. 不動産に関する調査研究・情報提供事業（公益目的事業 1）

1. 不動産に関する調査研究、政策提言活動（公益目的事業）

（1）土地住宅税制及び政策提言活動の実施

公正かつ自由な経済活動の促進及び国民の住生活向上並びに国土の健全な利用・整備の促進等の観点から、土地住宅税制及び各種政策提言活動を関係各方面に実施した。結果令和 7 年 12 月に閣議決定された令和 8 年度税制改正大綱において以下の特例措置が延長された。

① 各種税制特例措置の適用期限の延長等への対応

〈主な時限措置〉

- ア 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置 ……3 年延長
- イ 住宅ローン減税制度…5 年延長とともに中古住宅の環境性能に応じて借入限度額拡充
床面積要件緩和
- ウ 新築住宅に係る固定資産税の減額措置 ……5 年延長、床面積要件緩和
- エ 土地の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置 ……3 年延長
- オ 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地
に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する不動産取得税の特例措置 ……5 年延長
- カ 居住用財産の買換えに係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 ……2 年延長
- キ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 ……2 年延長
- ク 特定の居住用財産を買換え等した場合の譲渡益課税の繰延制度 ……2 年延長
- ケ 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフ
ォームに係る所得税の特例措置 ……3 年延長、床面積要件緩和
- コ 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る
固定資産税の特例措置 ……5 年延長、床面積要件緩和
- サ 省エネ性能等に優れた住宅の普及促進に係る特例措置（不動産取得税・固定資産税）
……5 年延長、床面積要件緩和
- シ 老朽化マンションの建替え等の促進に係る特例措置 ……3 年延長（所得税、法人税）
……2 年延長（登録免許税、固定資産税）
- ス 優良住宅地の造成等のために土地等を売った場合の税率軽減の特例 ……3 年延長
- セ 特定の事業用資産の買換えの特例 ……3 年延長
- ソ 法人の土地譲渡益重課制度及び個人の不動産業者等に係る土地譲渡益重課制度
の適用停止措置 ……3 年延長
- タ 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別
控除……3 年延長
- チ 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置（登録免許税） ……3 年延長
- ツ 相続税等の納税猶予を受けた農地を公共事業の用に供するために譲渡した者に対す
る利子税の免除特例措置 ……5 年延長

② 流通税及び保有税等に係る対応

資産課税強化及び空き家問題等さらなる対策が求められる流れのなかで、今後の土地住宅税制のあるべき方向性等について提言等を行った。

税制改正要望活動



11月10日小野寺税制調査会長へ要望



11月19日松島みどり住宅土地都市政策調査会長へ要望

(2) 既存住宅市場の環境整備及び流通活性化等への対応

良質な既存住宅を安全・安心して取引できる市場環境の整備及び流通活性化を促進するため、既存住宅インスペクション、既存住宅売買瑕疵保険、住宅履歴情報制度の活用促進、各検査制度において実施されている検査の合理化、空き家の有効活用の推進等、良質な住宅ストック市場の環境整備・流通活性化等及び地方創生等を踏まえた諸施策に対して、引き続き提言活動を行った。

また既存住宅や宅地に関する重要な政策を調査審議することを目的に、国土交通省の社会資本整備審議会不動産部会が開催され、本会より委員を派遣し意見具申をした。

(3) 賃貸住宅の管理業務等の適正化法の運用に向けた対応

良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とした「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」について、適宜提言等を行うとともに、引き続き周知啓発を行った。

また、国土交通省において、「賃貸住宅管理業のあり方の検討に係る有識者会議」が設置され、本会より委員を派遣し、意見具申した。

さらに、健全な賃貸住宅市場の形成を図る観点から、賃貸の媒介に係る報酬規程の見直しについて提言等を行った。

賃貸住宅管理業のあり方の検討に係る有識者会議

国土交通省において本年9月より「賃貸住宅管理業のあり方の検討に係る有識者会議」が設置され、本会から委員を派遣し、賃貸管理業に係る報酬のあり方、任意登録の促進、業務管理者の資格要件のあり方(宅建士ルートの指定講習の存続)、公共貢献について意見具申を行った。会議は9月～2月まで4回開催



(4) 各種制度改善に係る提言活動

国民生活の安定、地域社会の発展、健全な国土の利用等を図る観点から、不動産の取引や流通を促進させる上で弊害となっている各種制度について、制度改善に係る提言を関係官庁に対し行った。

また、各地区連絡会等からの要望について検討し必要な施策について適宜提言等を行った。

① 空き家問題に係る対応

② 所有者不明土地に係る対応

- ③ 借地借家制度の改善等
- ④ 各種土地利用規制（都市計画法、建築基準法、農地法等）の運用改善等
- ⑤ 民法、不動産登記法等各種法令改正に係る対応

国交省との意見交換



8月18日国交省不動産・建設経済局幹部との意見交換 6月10日、8月28日には国交省住宅局幹部との意見交換も実施

国土交通省の住生活基本計画の見直しを議論することを目的に令和7年度に「社会資本整備審議会住宅宅地分科会」が随時開催され、本会より委員を派遣し、意見具申した。

また、昨今不動産政策の諸課題について検討をすることを目的に、不動産取引環境ワーキングを設置し、各種課題について検討を行った。

（5）大規模災害に備えた賃貸住宅の供給体制等に係る環境整備の検討

災害大国である我が国の特性に鑑み、大規模災害に備えた賃貸住宅に係る情報提供、供給体制の構築のための環境整備について検討した。

（6）土地住宅政策調査研究業務

土地住宅税制改正及び政策提言活動に係る基礎資料、バックデータ構築のため、関係委員会との連携のもと実態調査を行い、政策提言活動に利活用した。

また、国土の利用、整備を推進するため、都道府県協会と地方公共団体等の協定状況や公共事業用地代替地の情報提供及び媒介の成約実績状況を把握するための調査を実施し、当事業を側面から支援した。

（7）反社会的勢力排除等に係る取り組み

不動産取引に関し反社会的勢力が関与しない安全・安心な取引の実現に向け、警察庁及び国土交通省等と連携しつつ業界各団体と共同して、反社会的勢力排除のための各活動を行うほか、犯罪収益移転防止法の改正によるマネーロンダリング規制の強化等に的確に対応するため、以下のWebセミナーを行い、さらには令和8年3月には会員周知用の専用のHPを開設公開した。

・セミナー概要

テーマ	講師	実施日
宅建業者必見!!～2026年知っておきたい外国人との不動産取引～	第一部 深沢綜合法律事務所 代表弁護士 大川 隆之氏	令和8年2月24日 (火)
第一部 外国人との不動産取引における留意点について	第二部	15:00 ～ 17:00
第二部	①国土交通省不動産・建設経済局 不動産課不動産業指導室担当者	参加費:無料 参加者:557人
①宅建業者に求められる マネー・ローンダリング対策について	②警察庁刑事局組織犯罪対策部組織 犯罪対策第一課犯罪収益対策室 担当者	
②疑わしい取引の届出について	③内閣府 政策統括官 (重要土地担当)付 担当者	
③重要土地等調査法の届出について ～オンライン届出の拡充、様式改正～		

★（８）空き家・空き地対策等、社会の要請に応えるための基盤整備に係る調査研究

令和５年１２月施行の改正空き家特措法をはじめとする一連の国の施策を踏まえ、空き家の管理不全化の予防や空き家の利活用推進といった社会の要請に応えるため、令和７年度もプロジェクトチームを設置した。

（空家対策推進プロジェクトチーム）

- ・座長：泉 藤博 氏（滋賀） 全宅連副会長
- ・副座長：長田 満 氏（山梨） 全宅保証副会長
- ・委員：高崎 正雄 氏（千葉） 不動産総合研究所所長
- 高橋 一夫 氏（山形） 不動産総合研究所副所長
- 草間 時彦 氏（神奈川） 全宅連専務理事
- 宇野 篤哉 氏（静岡） 全宅保証専務理事
- 伊藤 良之 氏（京都） 全宅連政策推進委員長
- 佐々木正勝 氏（宮城） 全宅管理会長

・第１回 令和７年７月１日

・第２回 令和８年３月１２日

空き家相談の担い手の育成、空き家相談体制の構築及び空き家の早期利活用を促すための各種施策の検討など、必要な業環境の整備に向けた情報収集及び調査研究を行った。

また、令和７年４月に各都道府県協会の空き家相談窓口のHPへの公開、及び空き家相談員に対する研修システムを構築したことから、今後も各都道府県協会の進捗状況について把握するとともに、関係委員会と連携して空き家の利活用や適正管理を促進した。

（令和８年３月末時点：研修修了者１,７８８名、都道府県協会への相談件数２,３５６件、都道府県協会からの取次件数９７８件）

良好な地域環境の形成に寄与するため、制度整備を行うことについて国土交通省と連携して要望を行っている。

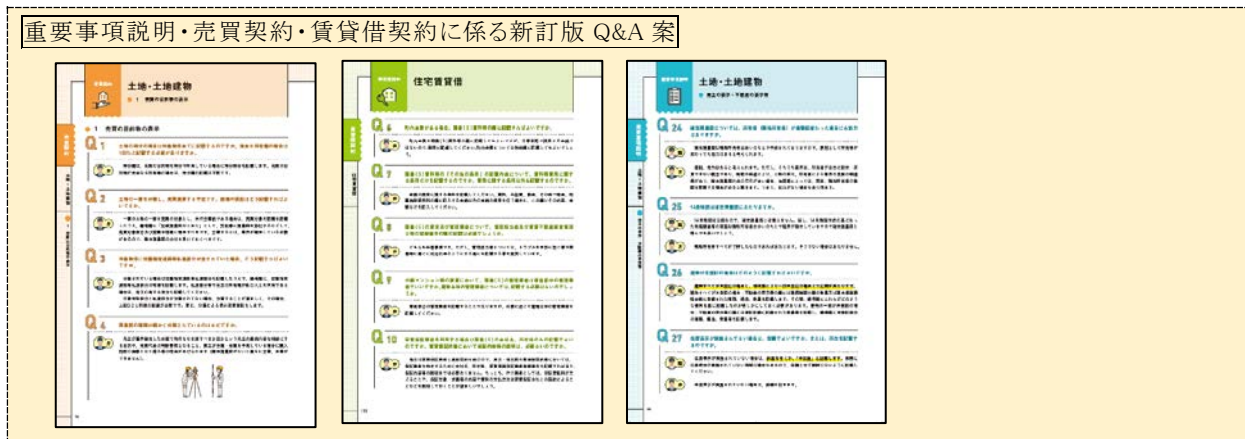
さらに今後これらを国等に提言するにあたり、必要なデータ収集や論点整理を行うべく、「空き家・空き地等の流通・利活用を促進するための税制の見直しに関する実証研究」を行い、先行して各種税制に係る実態調査の準備をすすめた。

★（９）不動産取引に関する消費者の利便性向上及び中小宅建業者に係る各種施策等のあり方に関する調査研究

不動産取引に係るDX化がさらに進展することに伴い、不動産取引に係る消費者への情報提供のあり方が様変わりすることが予測されることから、各種情報の活用方策について適宜検討を行った。

また、昨今、不動産取引を取り巻く法令の改正や制定の動きはめまぐるしく、特に判例の変更点や民法改正、契約不適合責任やインボイス制度の導入、電子契約等の社会情勢の変化により、取引の実務においては複雑、高度化しており、今般本会が実施する電話相談業務の新たな展開案として、会員各位の適正な不動産取引の一助となることを目的とした重要事項

説明・売買契約・賃貸借契約に係る新訂版 Q&A 冊子を作成することとし、準備を進めた。



(10) 地域守りに関する事例収集と調査研究

各地域における空き家の先進的な取り組みや地域ネットワークを活かした住宅確保要配慮者への居住支援さらには商店街の再生や地域コミュニティの整備など、地域の価値向上に資する様々な取り組み事例を収集・分析するとともに、会員や消費者等へ適切に情報発信を行った。

・セミナー概要

テーマ	講師	実施日
～空き家問題待ったなし 「地域で奮闘する空き家対策 の取り組み」～  	・基調講演 空き家対策推進プロジェクト チームの対応と経緯 空き家対策推進プロジェクト チーム座長 泉 藤博氏 ・事例発表 ＜その1＞梅鉢不動産(株)／ 山梨県丹波山村／梅原 颯大氏 ＜その2＞(株)リライト／ 神奈川県横浜市／田中 裕治氏 ＜その3＞(株)アインエステイト ／長野県上田市／樋口盛光氏	令和8年3月6日(金) 14:30～16:45 【開催方式】Web 【参加費】無料 参加人員:654名

(11) 景気動向調査等の調査研究及び情報発信

不動産取引についての景気動向調査等を行い、全国の取引価格動向等独自の不動産市況指標(DI)を発信するとともに、関係委員会とも連携のうえ必要に応じてメールマガジン等の方法により不動産取引に関わる効果的な情報発信を行った。

DI調査

価格や取引動向の当該月を基準として3か月前との比較、3か月後の見通しについてアンケート調査を行い、結果は全宅連HPにて公表。対象者：全宅連モニター(約1,000社)に対し、調査は年4回(4、7、10、1月)

2. 不動産に関する情報提供活動

(1) 全宅連ホームページの運営

本会のホームページを活用して、一般消費者、宅建業者に対して積極的に本会の公益事業活動等の情報発信に努めるとともに、随時更新を行い、公益コンテンツ普及の促進と利便性の向上を図った。

(2) 全宅連メールマガジンの配信

一般消費者及び宅建業者に対し、メールマガジンの配信を通じて、迅速、正確、公平な不動産取引に関する各種情報の発信を行うとともに、更なる開封率、閲読率の向上に取り組んだ（令和8年3月31日号有効配信数：92,204件）。

メールマガジン 令和7年度配信実績				
令和6年11月に配信先の追加やレイアウト変更、月2回配信などの改善を行った結果、ハトマークグループ・ビジョン2025のロードマップ中2025年度目標である「開封率 30%」を超え、引き続き30%台で推移している。 	配信日	①有効配信数	②開封数	(②/①) 開封率
	4月15日	91,625	31,427	34.30%
	5月15日	91,672	28,620	31.22%
	5月末	91,772	28,766	31.35%
	6月15日	91,711	29,022	31.65%
	6月末	92,078	29,329	31.85%
	7月15日	91,833	29,990	32.65%
	7月末	92,203	29,975	32.51%
	8月末	92,528	30,482	32.94%
	9月15日	92,147	29,927	32.47%
	9月23日	91,986	28,659	31.16%
	9月末	92,357	29,733	32.19%
	10月15日	92,007	28,948	31.4%
	10月末	92,327	30,677	33.2%
	11月15日	92,077	30,295	32.9%
	11月末	92,284	29,830	32.3%
	12月23日	92,429	31,345	33.9%
	1月15日	92,032	29,817	32.4%
	1月末	92,153	30,476	33.0%
	2月15日	91,929	29,406	32.0%
	2月末	92,178	29,042	31.5%
	3月15日	91,962	29,526	32.1%
	3月末	92,204	28,262	30.7%

(3) 全宅連統合サイト（ハトマークサイト）の運営

一般消費者への宅地建物取引に係る公平・公正な情報提供を目的とし、都道府県協会の物件情報一般公開サイトを統合した、公的サイト「ハトマークサイト」を運営した。

また、広告委託会社を変更し、広告展開を刷新した。

(刷新内容)

- ・Web 広告の評価指標を、認知度向上のための「表示回数の最大化」から、「反響の獲得」に変更（オールターゲットから不動産興味関心層、売買・賃貸検討層にターゲティング、リターゲティングに変更）
- ・民間ポータルとの差別化をはかるため、“不動産との出会いはハトマークサイトで”をプロモーションコンセプトに、ビジュアルとキャッチコピーを刷新し、バナー広告、リスティング広告、動画広告及び SNS 広告を行った。

(ハトマークサイト閲覧数)

月度	閲覧数(ページビュー数)	月度	閲覧数(ページビュー数)
令和7年4月	4,952,520	令和7年10月	4,495,643
令和7年5月	5,613,573	令和7年11月	3,954,214
令和7年6月	4,918,828	令和7年12月	3,981,858
令和7年7月	4,362,183	令和8年1月	5,796,783
令和7年8月	4,226,646	令和8年2月	5,181,737
令和7年9月	4,491,748	令和8年3月	5,151,090

① 統計情報の提供

一般消費者が住まい探しをする際の参考となる相場情報（賃料相場、住宅相場、土地相場）を提供する「統計データシステム」を運営した。

また、より正確性の高い情報を提供するため、統計値の生成に活用する物件情報の収集に努めた。

(ハトマークサイト在庫物件数)

月度	在庫物件数 (件)	月度	在庫物件数 (件)
令和 7 年 4 月	314,781	令和 7 年 10 月	336,532
令和 7 年 5 月	318,954	令和 7 年 11 月	337,837
令和 7 年 6 月	324,654	令和 7 年 12 月	337,942
令和 7 年 7 月	330,229	令和 8 年 1 月	337,865
令和 7 年 8 月	331,397	令和 8 年 2 月	332,025
令和 7 年 9 月	331,162	令和 8 年 3 月	327,366

② 住まい探し情報の提供

一般消費者の宅地建物取引に関する理解、知識向上に寄与するため、情報の一層の充実に努めた。

③ 物件情報の提供

一般消費者に対し公正競争規約に準拠した安心・安全な全国の物件情報を提供するため、各不動産公正取引協議会より厳重警告及び違約金課徴の措置を受けた会員に対し、システム利用停止措置を講じた。

・システム利用停止措置実施：7 社

また、大規模災害等有事における被災者支援や空き家問題対策、既存住宅流通促進等の物件情報提供を促進した。その一環として、令和 6 年度から引き続き 800 万円以下の低廉な空き家等の検索特集を実施し、一般消費者の情報取得機会の拡充に努めた。

(800 万円以下の在庫物件数)

月度	在庫物件数 (件)	月度	在庫物件数 (件)
令和 7 年 4 月	62,832	令和 7 年 10 月	69,382
令和 7 年 5 月	64,233	令和 7 年 11 月	70,197
令和 7 年 6 月	65,839	令和 7 年 12 月	71,219
令和 7 年 7 月	67,309	令和 8 年 1 月	72,109
令和 7 年 8 月	68,149	令和 8 年 2 月	72,519
令和 7 年 9 月	68,244	令和 8 年 3 月	72,976

(800 万円以下の成約物件数)

月度	成約物件数 (件)	月度	成約物件数 (件)
令和 7 年 4 月	918	令和 7 年 10 月	874
令和 7 年 5 月	866	令和 7 年 11 月	855
令和 7 年 6 月	911	令和 7 年 12 月	896
令和 7 年 7 月	935	令和 8 年 1 月	682
令和 7 年 8 月	828	令和 8 年 2 月	774
令和 7 年 9 月	798	令和 8 年 3 月	995

ハトマークサイト

[バナー]

■R7.5月～7月



■R7.5月～



■R7.7月～



■R7.11月～



[動画]

■R7.9月～



Ⅱ. 不動産取引等啓発事業（公益目的事業２）

１. 不動産取引等啓発のための情報提供活動

★（１）不動産取引に関する啓発活動の実施

住宅の購入・売却を検討する消費者に対し不動産取引の正しい知識とインスペクション及び瑕疵保険等の啓発・普及を図るため、取引知識等をわかり易く取り纏めた小冊子「家本（買うとき・売るとき編）」「家本（これで安心！中古住宅編）」を、広く周知すべく廉価で頒布を行った（頒布数：買うとき・売るとき編 4,596 冊、これで安心！中古住宅編 1,936 冊）。

また、一般消費者や宅建業者に対して迅速かつ正確な不動産関連の法改正等の情報提供及び周知・啓発を図る活動を展開した。

販売実績(令和 7 年度)	
家本 本編 (買うとき・ 売るとき編)	家本 別冊 (これで安心！ 中古住宅編)
4,596 冊	1,936 冊

★（２）住生活教育の推進

豊かな住生活実現のための消費者教育（「住まいのリテラシー〔時間軸を加えた住まい選び〕」教育）に取り組むとともに、就業者育成を目的とした宅地建物取引に係る情報提供を行うため、国土交通省住宅局が主催する「住生活リテラシー・プラットフォーム運営委員会」に出席した。

２. 賃貸住宅取引等知識の啓発事業

★（１）不動産賃貸借取引に関する啓発活動の実施

「はじめての一人暮らしガイドブックー改訂版ー」を、引き続き会員及び一般に廉価で頒布（頒布数：11,937 冊）するとともに、教育機関等への積極的な寄贈活動を行い（寄贈先：22 カ所 寄贈数：5,550 冊）、一人暮らしに必要なとされる不動産賃貸借の知識等についての啓発を図った。また、都道府県協会と連携のもと、冊子内容の解説ムービー（DVD）を利用した解説授業をはじめ、幅広い普及促進策を展開した。

また、外国人材の受入れ施策への対応を図るため、外国人向け「部屋を借りる人のためのガイドブック」（冊子：5 か国語、Web：8 か国語）の普及促進を行い（頒布数：200 冊）、教育機関等への寄贈活動についても引き続き実施した（寄贈先：3 カ所 寄贈数：470 冊）。

販売実績(令和 7 年度)	
初めての一人暮らしガイドブック	部屋を借りる人のためのガイドブック
販売: 11,937 冊 寄贈: 5,550 冊	販売: 200 冊 寄贈: 470 冊

３. 不動産取引等に関する意識調査

★（１）不動産取引等に関する意識調査の実施

不動産取引に関する各種知識の啓発事業に活用する資料収集を行うため、インターネット

等を通じて、一般消費者の居住志向・住宅取得等の不動産取引に関する意識調査（「不動産の日アンケート」）を、調査会社のモニター5,000名を対象に7月30日から8月4日にかけて実施した。調査結果を「2025年住宅居住白書」として取りまとめ、9月23日「不動産の日」にプレスリリースを行い、広くハトマークのPRを展開した。

（3月末時点記事掲載数：転載53件、パブリシティ14件、パブリシティ転載8件）

※転載：PR TIMES記事をそのまま掲載、パブリシティ：PR TIMES記事を編集した記事、パブリシティ転載：パブリシティをそのまま転載



2025年住宅居住白書



PR TIMES リリース

(主な掲載メディア)

- ・幻冬舎「資産形成ゴールドオンライン」
<https://gentosha-go.com/articles/-/72105>
- ・創樹社「Housing Tribune Online」
<https://htonline.sohjusha.co.jp/20250924-1/>
- ・サードインペーション「サードニュース」
<https://news.3rd-in.co.jp/article/6d1f640e-981c-11f0-88cc-9ca3ba083d71#gsc.tab=0>
- ・サードインペーション「Tokyo Days」
https://tokyo.publishing.3rd-in.co.jp/article/4bb5ba46-981e-11f0-af82-9ca3ba0a67df#google_vignette
- ・アイティメディア「BUILT」
<https://built.itmedia.co.jp/bt/articles/2509/16/news133.html>

4. 不動産総合情報誌の発行

★（１）不動産総合情報誌「リアルパートナー」の発行

一般消費者等へ不動産取引に関する専門的知識等を啓発するため不動産総合情報誌『リアルパートナー』を年6回（奇数月）発行した。

また、ホームページ、メールマガジン等各種媒体との連携を図り効果的かつ効率的な情報発信を行った。なお、令和8年度より開始される冊子発行回数の変更及びデジタル配信に向け、所要の準備を進めた。

リアルパートナー		
2025年5月号	2025年7月号	2025年9月号
 	 	 
■特集 全国各地で進む注目の再開発事業 ■トレンドウォッチング ①「広活法」改正により二地域居住が活性化 ②住所等変更登記の申告義務化	■特集 全国一体の空き家相談体制がスタート ■トレンドウォッチング ①宅地造成及び特定盛土等規制法 ②不動産業界におけるカスハラの実態 ■総会特集	■特集 媒介報酬見直しを機に低価格物件の流通活性化の兆し ■トレンドウォッチング ①改正住宅セーフティネット法 10月に施行 ②不動産事業者に求められる防災の心得
2025年11月号	2026年1月号	2026年3月号
 	 	 
■特集 関係法改正で広がるマンション再生手法 ■トレンドウォッチング これからの賃貸住宅に求められるニーズ	■特集 AIで変わる仕事と未来 ■トレンドウォッチング ①金利上昇が不動産ビジネスに及ぼす影響 ②家賃の電子決済そのメリットとデメリット	■特集 不動産電子契約の今を知る。 ■トレンドウォッチング ①賃料上昇で見直される定期借家契約 ②住所等変更登記が4月から義務化

5. 不動産税制等の啓発活動

(1) 一般消費者への不動産税制等の啓発活動の実施

不動産税制の知識啓発のため、一般消費者の利益の保護、公正な経済活動の確保、国民生活の安定を図る観点から、不動産税制の解説本『あなたの不動産、税金は』を作成し、広く頒布した。

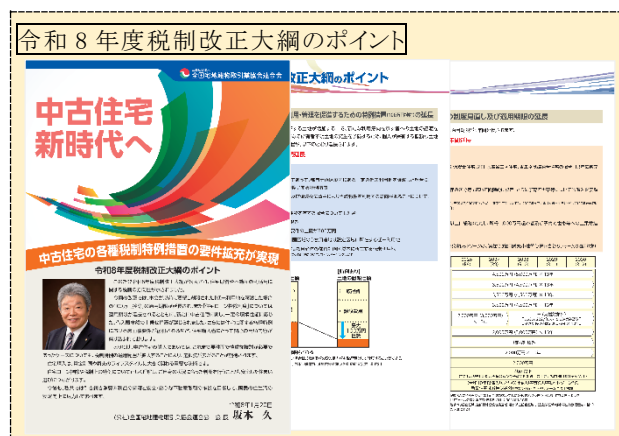


(2) 不動産税制に関する電話相談の実施

不動産税制に関する知識の啓発を図るため、一般消費者等を対象に、顧問税理士による無料電話相談を実施した（令和 8 年 3 月末までの相談件数：30 件）。

(3) 税制改正関連法令周知の実施

毎年発表される、与党の『税制改正大綱』の概要に関するパンフレットを制作し、会員等への頒布、一般消費者に対してはホームページにて内容を公開して周知を図った。



6. 一般消費者等への不動産書式、契約条項等相談事業

(1) 不動産契約書及び重要事項説明書書式に係る無料電話相談の実施

法律改正等による不動産取引に係る高度化・複雑化に伴い、トラブル防止の観点から専門相談員による電話相談を実施した（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月末 相談対応数 5,944 件）。

7. 安心R住宅への登録及び特定既存住宅情報提供事業の実施

(1) 安心R住宅制度普及促進に係る対応

既存住宅流通制度の活性化を図る観点から、国土交通省の告示による「安心R住宅」制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度）について、普及促進を図るべく周知啓発を行うとともに、都道府県協会と連携を図りながら適切な運営を行った。

- ・ 特定構成員・準特定構成員数：130 事業者（令和 8 年 3 月末現在）
- ・ 安心R住宅調査報告書提出件数：76 件（令和 8 年 3 月末現在）

Ⅲ. 不動産に係る人材育成事業（公益目的事業3）

1. インターンシップ制度

（1）インターンシップ制度の実施

国内の不動産関連学部・学科等を有する大学のほか、全国の大学生に向けて不動産業者において一定期間不動産実務の就業体験を行う機会を提供するインターンシップ制度を実施した。

夏期分は明海大学不動産学部生1名、城西大学現代政策学部生1名がそれぞれ就業体験を行った。



2. 消費者向け不動産取引セミナー

★（1）消費者向けセミナーの実施

一般消費者の不動産取引への適切な理解の普及及び、興味関心の促進を目的としたセミナーを実施した。開催方法については動画によるWeb配信、テーマは「二地域居住というリアル」とし、全国の消費者に対して視聴の促進を図った。

【テーマ】「二地域居住というリアル」

【開催方法】「NewsPicks」（※）とのタイアップにて制作された動画のWeb配信

（※）「NewsPicks」：国内最大規模の経済ニュースプラットフォーム

【公開期間】令和8年1月30日～（期間制限なし）

【出演者】

谷口 守氏（筑波大学教授）

井上 恵美香氏（全宅連理事・広報啓発委員）

中野 美奈子氏（フリーアナウンサー）

山崎 亮氏（コミュニティデザイナー）

【視聴数】約136万回（令和8年3月31日時点）



3. 不動産実務セミナー

★（1）不動産実務セミナーの実施

一般消費者を含め、不動産取引に関わる者全般を対象に専門的かつ実践的な取引知識の修得を目的とした「不動産実務セミナー」を実施した。

セミナー実施にあたっては、都道府県協会が実施する研修事業やコンテンツとの連携及び相乗効果を考慮し、社会経済情勢の変化に応じたテーマ設定と、Web研修システム等を活用した全国的な受講機会の提供に資する効果的な手法により、多様化する受講者ニーズを捉えて全国組織の本会が行う意義のある事業の実施に努めた。

また、令和6年6月に国土交通省の「不動産業による空き家対策推進プログラム」が公表されたことを踏まえ、令和6年度に実務セミナーにおいて作成した空き家対策の担い手を育成するための教材を、令和7年度においても引き続き活用し、相談対応に資するべく都道府

県協会と連携して会員等に提供した。

<テーマタイトル①>AI で変わる仕事と未来ーDX 基礎から実践へー

<開催日時>令和 7 年 11 月 13 日

<セミナー形態>

オンライン開催（ウェビナー及びアーカイブ配信）

<プログラム>

第 1 部 生成 AI の活用法

講 師：(株)Housmart 創業者 針山 昌幸 氏

第 2 部 不動産 DX の活用事例

講 師：(株)ネットデータ 取締役 山本 淳志 氏

第 3 部 パネルディスカッション

登壇者：木村圭志 氏（総合司会）

(株)Housmart 創業者 針山 昌幸 氏

(株)ネットデータ 取締役 山本 淳志 氏

(株)エー・ディー・ワークス 渡丸 優生 氏

<視聴者数>946 名



<テーマタイトル②>最新の市場動向・融資制度と「金利のある世界」における住宅ローンの 選び方／断熱新時代における売買仲介の実務対応

<開催日時>令和 8 年 1 月 30 日

<セミナー形態>

オンライン開催（ウェビナー及びアーカイブ配信）

<プログラム>

第 1 部 最新の市場動向・融資制度と「金利のある世界」に
おける住宅ローンの選び方

講 師：住宅金融支援機構

個人営業企画部事業戦略担当部長 香川 佳昭 氏

第 2 部 断熱新時代における売買仲介の実務対応

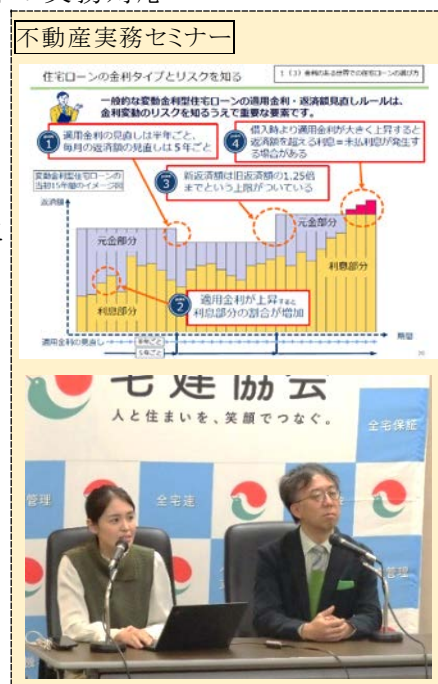
講 師：(株)リクルート SUUMO 編集長兼

SUUMO リサーチセンター長 池本 洋一 氏

(株)リクルート SUUMO 副編集長 兼

SUUMO リサーチセンター研究員 佐々木 綾香 氏

<視聴者数>611 名



<テーマタイトル③>不動産業界の働き方改革最前線・カスハラ対策

<配信日時>令和 8 年 3 月 31 日より

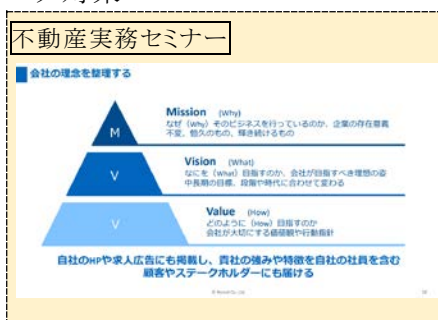
<セミナー形態>アーカイブ配信

<プログラム>

第 1 部 不動産業界の働き方改革最前線

講 師：(株)リクルート 賃貸 Division

人・組織支援 育成プロジェクト 石橋 和也 氏



第2部 不動産業界のためのカスハラ対策セミナー

(一社) 日本クレーム対応協会代表理事 谷 厚志 氏



4. 不動産業に係る従業者及び消費者等への教育研修・資格制度(不動産キャリアサポート研修制度)

(1) 不動産キャリアサポート研修制度の運営

一般消費者を含めた全国の不動産取引に関わる者全般に対する適正な取引実務知識の普及を目的とした、教育研修制度「不動産キャリアサポート研修制度」を運営した。

① 不動産キャリアパーソンの運営

不動産取引実務に関する適正な基礎知識の習得を目的とした通信教育講座「不動産キャリアパーソン」の運営、及び修了者に対して消費者への適切な情報提供に資する者であることの認定・証明としての資格の付与を行った。令和8年3月末時点での受講者数は5,707名であった。

② 不動産キャリアサポート研修制度の普及

本制度及び不動産キャリアパーソンの普及のため、都道府県協会や他団体等とも連携し、不動産取引に関わる者のみならず社会全般に対して、本制度及び資格の趣旨・内容・必要性等を広く周知啓発し、受講者の拡大を図った。

③ 不動産キャリアサポート研修制度の充実

不動産キャリアパーソン講座に続く不動産取引実務に関する適正な専門知識の習得を目的として構築した資格者のフォローアップ制度の充実を図った。

5. 宅地建物取引士向け賃貸住宅管理業業務管理者講習事業

(1) 指定講習(賃貸住宅管理業業務管理者講習)の実施

賃貸住宅管理法による賃貸住宅管理業の登録に必要となる業務管理者について、宅地建物取引士が業務管理者となる要件を満たすために必要な「指定講習」を、国土交通省指定講習実施機関の一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会より委託をうけて運営を行った。令和8年3月末時点での受講者数は924名であった。

6. 宅地建物取引士 Web 法定講習システム運営事業

(1) 宅地建物取引士 Web 法定講習システムの運営

宅建業法第22条の2に定められた宅地建物取引士に対する法定講習について、講習実施団体の都道府県協会等に対して、Web上での法定講習実施に必要な講習運営システム及び講習コンテンツの提供を行った。令和8年3月末時点での、本会システムを導入してのWeb法定講習実施協会は42協会となり、Web法定講習での受講者は実施協会合計で33,686名であった。

IV. 会員等への業務支援事業（共益事業等）

一 収益事業

1. 民間企業が運営する不動産物件情報サイトへの斡旋事業

民間情報会社と提携し、会員業者が本会物件登録システムから民間物件情報サイトへ登録出来る民間ポータル連携を引き続き行った。

また、電子契約システム「ハトサポサイン」や会員用物件登録・流通システム「ハトサポ BB」の有料オプション等、会員業務支援サイト「ハトサポ」にて提供する課金コンテンツを会員が利用した際にその利用料を受領した。

二 共益事業

（都道府県協会会員支援）

1. 不動産業の分野問題への対応

（1）不動産業の異業種参入等に対する対応

各種金融機関、大手流通会社等、異業種からの不動産業参入問題について、その動向を注視するとともに、必要に応じて中小宅建業者の事業分野を確保するための検討・提言等を行った。

その他、不動産流通の促進及び適正な不動産取引の実現並びに不動産取引における各種問題について、必要な施策について関係官庁に対して提言を行った。

異業種参入等対応

昨今増加する銀行の顧客紹介制度について、その実態を把握するとともに適正な不動産取引に向けた観点から、意見具申を行った。

2. 都道府県傘下会員業務支援事業の具体的方策及び組織の研究

（1）宅建業者及び宅建士の業務等のあり方に係る検討

昨今の宅建業法改正や既存住宅流通活性化等に対応するため、宅建業者の業務や報酬のあり方及び宅建士の権限の拡大等について、関係委員会及び関係団体と連携を図りながら検討等を行った。

良質な不動産コンサルティングの普及・定着に向けた検討委員会

不動産流通推進センターにおいて「良質な不動産コンサルティングの普及・定着に向けた検討委員会」が設置され、今後の不動産コンサルについて議論されていることから、人材育成委員会と連携して、宅建業者の立場から、不動産コンサルのあり方について意見具申を行っている。6月27日、9月25日、11月17日に検討委員会が開催。

（2）不動産法務に関する電話法律相談の実施

不動産法務に関する各種相談等に対応するため、都道府県協会会員を対象に弁護士による無料電話法律相談を実施した（令和7年4月～令和8年3月末 相談対応数 415件）。

3. 本会の契約・重要事項説明書式及び解説書等の改訂頒布

（1）全宅連策定書式等の充実

全宅連策定書式について、宅建業法改正に伴う重要事項説明等への項目追加や関係法令の

新設・改正に即応するとともに、会員ニーズを捉えた実務的な書式となるよう、適宜メンテナンスを行った。また、本会が策定する重要事項説明書、各種契約書式に係る解説書についての電子化への検討を行った。

さらに、都道府県協会会員の業務上の利便向上と安心・安全な取引推進を図るため、東京都宅建協同組合から提供を受ける特約・容認事項文例集のデータを活用するとともに、都道府県協会と連携を図りながら、売買及び賃貸借契約に係る特約事項の充実を図り、会員宅建業者に提供した。あわせて、他団体との協議を踏まえた不動産関連書式等の統一化の推進を図った。

わかりやすい重要事項説明書の書き方(令和 7 年 10 月版発刊)

昨今の法律改正に伴う重要事項説明の追加等に対応した解説書を令和 7 年 10 月に作成。各会員に対して頒布した。

令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月
末: 頒布数 2,865 冊



他団体との書式統一化検討



(2) 会員業務支援サイト「ハトサポ」の運営

会員に対し各種業務支援コンテンツを提供する会員業務支援サイト「ハトサポ」を各委員会と連携し運営した。

また、都道府県協会における各種業務支援コンテンツの周知研修サポートに関する各種施策に協力すると共に、会員の利便性向上に資する各種機能・サービスの充実化を図った。

(主な機能・サービス追加)

- ・(株)登記簿図書館との API 連携による「登記情報・ブルーマップ取得サービス」追加
- ・令和 7 年 4 月より、入退会・合併等に伴うハトサポ会員のデータ入替対応 (ID 引継ぎ) を有料オプションにて開始

① ハトサポ Web 書式作成システムの運営、管理

法令改正等による不動産取引の高度化・複雑化等に即時に対応し、消費者保護と取引の安全性等を確保することを目的に、「ハトサポ Web 書式作成システム」の適切な運営・管理を行った。

(ハトサポ Web 書式作成システム利用者数、案件作成数、書式作成数)

月度	利用者数(人)	作成案件数(件)	作成書式数(件)
令和 7 年 4 月	12,291	38,949	87,050
令和 7 年 5 月	12,114	38,478	85,459
令和 7 年 6 月	12,338	39,694	89,794
令和 7 年 7 月	12,388	39,150	89,206
令和 7 年 8 月	11,466	33,811	77,644
令和 7 年 9 月	12,562	40,380	91,427
令和 7 年 10 月	12,743	40,985	93,535
令和 7 年 11 月	12,236	38,266	88,603
令和 7 年 12 月	11,913	35,952	84,186
令和 8 年 1 月	12,360	38,318	86,710
令和 8 年 2 月	12,791	42,238	95,823
令和 8 年 3 月	13,695	51,004	114,743

4. 会員用物件登録システム

(1) 流通事業に係る支援事業の検討

不動産流通に係る会員業者、都道府県協会の業務支援となる事業等を検討、実施するとともに、ハトサポにおける蓄積データの有効活用策の検討を行った。

・都道府県協会が行う周知研修サポートへの支援

都道府県協会が行うハトサポの各種業務支援コンテンツに関する周知研修サポートを支援するため、周知研修ツールの提供や研修会への協力等各種対応を行った。

ア. 周知

以下の周知ツールを都道府県協会へ提供した。

- ・各種チラシ（ハトサポ登録・利用促進、スポット公開、物件検索レンタル）
- ・各種ガイドブック（ハトサポ BB、ハトサポサイン、民間ポータル連携）
- ・スポット公開会報誌掲載用素材
- ・ハトサポ関係 PR 動画

イ. 研修

以下の都道府県協会が行う各種研修会に講師対応等の協力を行った。

（研修会対応）※令和 8 年 3 月末日時点

埼玉県、千葉県、東京都、岡山県、徳島県、愛媛県、佐賀県

また、会員のハトサポコンテンツ利用拡大により多く寄せられていた研修テーマを、人材育成委員会と連携し「研修パック」制度（同委員会所管）のラインナップに追加した。

〔追加テーマ〕

- ・「Web 書式作成システム」、「ハトサポ BB」、「ハトサポサイン」の使い方
- ・「生成 AI」、「DX」、「電子契約」等「DX」関連のテーマ
- ・「反響獲得」のための業務スキル向上等のテーマ

ウ. サポート

ハトサポの各コンテンツの操作等に関するヘルプデスクを設置し、会員及び都道府県協会からの問合せ対応を行った。

（ヘルプデスク問い合わせ対応件数）

月度	ダウンロード書式、Web 書式 等 PC 操作全般	ハトサポ BB	ハトサポサイン
令和 7 年 4 月	258	104	33
令和 7 年 5 月	230	95	46
令和 7 年 6 月	314	138	38
令和 7 年 7 月	284	111	30
令和 7 年 8 月	183	99	26
令和 7 年 9 月	283	85	39
令和 7 年 10 月	340	108	37
令和 7 年 11 月	259	96	50
令和 7 年 12 月	250	93	37
令和 8 年 1 月	155	93	32
令和 8 年 2 月	252	99	42
令和 8 年 3 月	291	114	23

(2) 会員用物件登録・流通システム「ハトサポ BB」の提供

DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による不動産取引の変革に対応するため、会員用物件登録・流通システム「ハトサポ BB」を提供し、不動産取引業務に係るデジタル社会への対応を図るとともに、会員が利用する外部システム等とのデータ連携機能を提供した。

また、会員の利便性向上を図るため、以下の機能を追加した。

(主な機能追加)

- ・ 自社ホームページへの物件コンバート機能「物件検索レンタル」追加

(ハトサポ BB サイト (会員間サイト) 物件登録会員数、在庫物件数)

月度	物件登録 会員数 (名)	在庫物件数 (件)	月度	物件登録 会員数 (名)	在庫物件数 (件)
令和 7 年 4 月	23,627	257,166	令和 7 年 10 月	24,301	272,585
令和 7 年 5 月	23,774	262,225	令和 7 年 11 月	24,344	273,182
令和 7 年 6 月	24,012	266,560	令和 7 年 12 月	24,162	272,152
令和 7 年 7 月	24,302	271,621	令和 8 年 1 月	24,378	270,667
令和 7 年 8 月	24,215	272,625	令和 8 年 2 月	24,430	265,458
令和 7 年 9 月	24,350	271,618	令和 8 年 3 月	24,454	260,466

※協会の参加方式: [ケース AB] 34 協会 [ケース AB+C] 10 協会 [ケース C] 3 協会

(民間ポータル連携機能・累計利用会員数) ※令和 8 年 3 月末時点

- ・ マルチポータル利用会員数 (名)

種類	LIFULL		at home						SUUMO			
	売買・賃貸		賃貸事業用		賃貸居住用		売買		賃貸		売買	
区分	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計
R4 年度	13	13	7	7	31	31	26	26	103	103	24	24
R5 年度	22	35	12	19	25	56	45	71	52	155	33	57
R6 年度	14	49	1	20	5	61	13	84	26	181	24	81
R7 年度	5	54	1	21	3	64	6	90	18	199	7	88

- ・ スポット公開利用会員数 (名)

種類	LIFULL		at home						SUUMO			
	売買・賃貸		賃貸事業用		賃貸居住用		売買		賃貸		売買	
区分	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計
R5 年度	346	346	144	144	207	207	283	283	148	148	-	-
R6 年度	175	521	109	253	171	378	370	653	184	332	310	310
R7 年度	61	582	120	373	141	519	291	944	137	469	282	592

ハトサポ BB 自社ホームページへの物件コンバート機能「物件検索レンタル」



5. 電子契約提供事業

(1) 電子契約システム（ハトサポサイン）の提供

不動産取引に係る各種書面の電磁的方法による署名及び交付を行うための電子契約システム「ハトサポサイン」を提供し、不動産取引に係るデジタル社会への対応を図った。なお、システム提供開始から累計 1,948 社が利用した。（令和 8 年 3 月末時点）

（都道府県協会支援）

1. 組織整備事業

(1) 入会促進策の実施

組織基盤の維持、拡充の観点から都道府県協会の入会促進を図るべく、横断的な入会促進、組織基盤整備の戦略の効果的方策を立案し実行した。

具体的には、

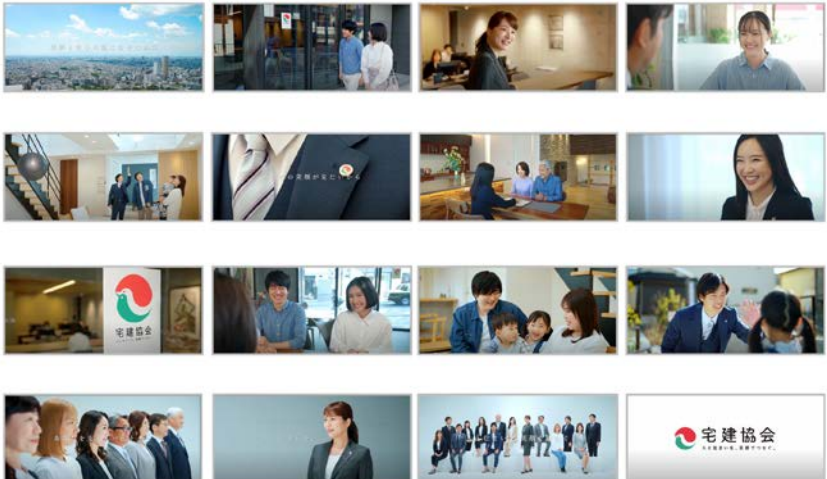
- ① 都道府県協会の新規入会者に対する入会申込書式作成支援を目的に構築した「Web 入会申込システム汎用版」を都道府県協会に周知のうえ提供を行った。

（令和 8 年 3 月末時点の導入協会：2 協会）

- ② 新ハトマークについて関係委員会と連携のもと普及啓発に努めた。

- ③ 新ブランディング動画について広告配信するとともに、都道府県協会に対してテレビ CM 用データの提供を行った。（令和 8 年 3 月末時点の利用協会：15 協会）

新ブランディング動画





15 秒版
表示回数
631,609 回



30 秒版
表示回数
165,647 回

- ④ 入会促進ランディングページを刷新するとともに動画配信による施策も重点に置いた効率的な Web 広告の配信を行い、各種会員業務支援ツールの PR を通して開業予定者への入会の動機付けや都道府県協会ホームページの入会案内ページへの誘導を促した。

併せて、当該ランディングページへのリンク用バナーを各協会ホームページに掲載いただくことでハトマークグループとして統一感を持った入会促進施策を展開した。

なお、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日における実績は以下のとおり。

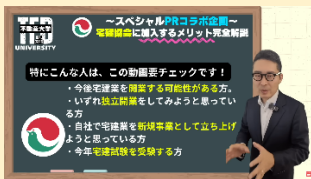
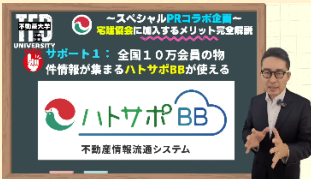
- i) 都道府県協会ホームページへの誘導回数：21,920 回（月平均 1,826.6 回）
- ii) 資料請求件数：233 件（月平均 19.4 件）
- iii) サポートガイドダウンロード件数：2,116 件（月平均 176.3 件）

令和7度入会促進施策

①新ランディングページの制作と Web 広告による流入策



②Web 動画広告

バンパー 動画	YouTube・Tver の 6 秒広告枠に、興味関心誘引重視の動画 3 本を広告配信		
			
	Tver 視聴数 208,646 YouTube 視聴数 834,827	Tver 視聴数 120,403 YouTube 視聴数 897,612	Tver 視聴数 118,167 YouTube 視聴数 847,709
News TV	第三者発信のニュース動画メディア「News TV」へ、「宅建業開業なら宅建協会」を訴求する 60 秒の動画をリリース+YouTube 配信		
			
		表示回数 677,171 回 視聴完了数 570,346	
YouTuber コラボ 動画	棚田行政書士が「宅建業開業なら宅建協会がオススメ」を解説するコラボ動画		
			
		YouTube 再生数 10,936 回 ショート版表示回数 2,686,884 回 ショート版視聴完了数 1,421,285	

- ⑤ 新規入会者に対する契約書式の解説書について配付を希望する都道府県協会（実施協会数：34 協会）への支援を行った（令和 7 年 9 月末迄）。

（2）組織運営に係わる支援及び公益社団等移行に伴う支援等の実施

令和 7 年 4 月 1 日より改正された公益認定法を踏まえ、情報収集及び都道府県協会への情報提供のための研修会を開催した。

【研修会開催概要】

日 程：令和 7 年 9 月 4 日（木）

開催方法：Web 併用

対象者：都道府県協会・地方本部事務局長

議題：認定法及び公益法人会計基準改正のポイントと実務対応

講師：EY 新日本有限責任監査法人 菅田 裕之氏

(3) 「ハトマークグループ・ビジョン」の推進

ハトマークグループ・ビジョン 2030 の策定

前に
すすむ
力になる。



ハトマーク
グループ
ビジョン
2030

全国宅地建物取引業協会連合会
全国地建業協会
全国宅地建物取引業協会連合会
全国地建業協会

5. ハトマークグループ・ビジョン2030 （概要とまとめ）

理念の基 私たち、「ハトマークグループ」は、みんなを笑顔にするために、
地域に寄り合い、生活サポートのハトマークになることを目指します。

ハトマークグループ・ビジョン2030 暮らしの価値を創出し地域と協定を築き、社会課題の解決を視野にあらゆることで暮らしをよりよく支えることを目指すこと
でビジョン2030に向けた価値と美質性を確立するとともに、ビジョンの要する資源と協定を創出、理想の姿の実現を目指すこと

戦略テーマでの具体的な事業	
社会課題の解決	① 金融機関の不動産業参入や融資環境の改善に対する防止の警備活動
	② 国営住宅の適正な管理の確保
	③ 不動産業に絡むDVR被害者の防止
	④ 国営住宅による居住性向上の施策
	⑤ 国営住宅の住戸の生活向上の施策
社会課題の解決	① ハトマークの活用促進
	② AI・DX活用の実施
	③ 教育研修等ITサービスの提供
	④ 国営住宅の活用促進のための施策
	⑤ 国営住宅の活用促進のための施策
社会課題の解決	① 国営住宅の活用促進のための施策
	② 国営住宅の活用促進のための施策
	③ 国営住宅の活用促進のための施策
	④ 国営住宅の活用促進のための施策
	⑤ 国営住宅の活用促進のための施策

2030年
実現

→

2030年
実現

→

2030年
実現

(1) ハトマーク認知度向上策と本会事業に関する広報活動の実施

さらに、本会における会務動向について、記者発表及び各種記事、コメントの配信、ホームページ上での掲載等によるニュースリリースを通じて、広報活動を実施するとともに、不動産業界や行政機関、社会経済状況などの関連情報についても収集を行った。

都道府県協会や会員等へ迅速、正確な情報発信を行うため、ホームページを中心とした様々なツールを効率的に利用し、効果的な情報提供の実施を図った。

(1) 研修パック等の支援及び連絡調整

昨今は不動産 DX（デジタルトランスフォーメーション）に関するセミナーのニーズが高まっていた為、令和 7 年 8 月より、DX 分野のテーマを中心に計 38 テーマを研修パックテーマのラインナップに追加した。

また、研修パックのご利用案内に加え、講師一覧および全研修テーマのラインナップを一冊にまとめたマニュアルを作成し、7月末に都道府県協会へ配付のうえ、宅建協会専用サイトにも掲載した。

都道府県協会からの開催依頼は、令和8年3月末時点で108件であった。

（関係団体の行う諸事業への協力）

1. 不動産流通機構への協力

（1）指定流通機構への協力

消費者の迅速な取引成立を目的として構築された指定流通機構システムの運営に協力した。

2. 不動産ジャパンへの協力

（1）不動産ジャパンへの協力

一般消費者の利便性向上のため構築し、公益財団法人不動産流通推進センターが運営する「不動産統合サイト（不動産ジャパン）」に積極的に協力した。

3. 賃貸不動産経営管理士協会等への協力

（1）「価格査定マニュアル」普及への協力

公益財団法人不動産流通推進センターが策定する「価格査定マニュアル」を会員業者に普及するための協力を行った。

価格査定専門委員会

（公社）不動産流通推進センターが行う「価格査定専門委員会」へ委員の派遣を行った。

日時：2025年7月14日（月）14:00～15:00

議事：価格査定マニュアル 不動産情報ライブラリデータの活用

同専門委員会の審議を踏まえ10月8日にリリースされた改訂版の価格査定マニュアルの普及協力を行った。

（2）賃貸不動産経営管理士協会等との連携

一般社団法人賃貸不動産経営管理士協会に対し、他団体との連携のもと、賃貸不動産経営管理士試験をはじめとする事業推進・運営の円滑化を図っている。賃貸不動産経営管理士試験の告知をリアルパートナー2025年7月号およびメルマガ8/31号、9/15号にて行った。

また、賃貸借取引に関連する事業については、一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会と連携し事業推進を図るとともに、定期借家推進協議会と連携し、定期借家制度の周知及び協議会の運営を支援した。

告知協力	
リアルパートナー	メールマガジン
	

4. 不動産コンサルティング技能登録制度への対応

(1) 不動産コンサルティング技能登録制度への対応

不動産コンサルティング技能登録制度の活性化や運営の円滑化を図るため、実施機関である公益財団法人不動産流通推進センターに対し協力を行うとともに、適宜提言等を行った。

その一環として令和7年5月19日に開催された不動産流通推進センター主催の「全国不動産コンサルティングフォーラム」に後援・協力を行った。

また、不動産流通推進センターにおいて、国土交通省と連携して設置された「良質な不動産コンサルティングの普及・定着に向けた検討委員会」に本会からも委員を派遣し、宅建業者の立場から、不動産コンサルのあり方について意見具申を行った。

さらに、不動産流通推進センターは、国土交通省と連携のもと、不動産業界におけるリスキリングの推進を目的とした「宅地建物取引業リスキリング協議会」を設立し、本会も構成団体として参画した。

5. 産学協調事業等不動産関係団体との渉外活動

(1) 産学協調事業など不動産関係団体との連絡渉外活動並びに経済情勢等に応じた調査活動に関する事業の実施

国内の大学や不動産関係団体等との連絡・調整を行うとともに経済情勢等に応じて適宜、調査研究を行った。

また、世界不動産連盟、全米リアルター協会(NAR)をはじめとする海外の不動産関係機関との友好関係の発展と有益な情報収集に努めた。

さらに、国からの要請への対応や本会の事業の参考とするため、全宅連モニター等に対し、随時調査を行った。

NAR会長 表敬訪問



6月25日、NAR（全米リアルター協会）Kevin Sears 2025年会長はじめ代表団が坂本会長を表敬訪問。

V. 会務の総合管理（法人会計）

1. 円滑な会務運営と福利厚生事業の実施

（1）公益社団法人としての適正な運営

定款及び定款施行規則等諸規程を遵守し、安定的かつ適正な会務運営の遂行に努めるとともに、事業運営上支障を来たす場合には、諸規程の見直しや認定変更を検討し対応を図った。

また、令和7年4月1日より改正公益認定法が施行されることから、改正内容の情報収集及び諸規程の見直しを行い、公益社団法人として適正な運営に努めた。

（2）都道府県協会との情報共有を通じた組織基盤強化の検討

- ① 関係団体及び各委員会と連携のもと、都道府県協会会員の新規入会者の加入促進策等に向けた効果的な方策を検討するため、都道府県協会の協力のもと新規入会者等の統一アンケート調査を実施し、収集したデータをもとに継続的な実態把握と分析に努めた。なお、とりまとめたアンケート調査結果については、各種会議で報告し都道府県協会に送付した。
- ② 都道府県協会会員の新規入会者に対する入会申込書式作成支援を目的に関係委員会と連携のもと普及促進を図った。
- ③ 組織基盤強化を図るため、業界諸団体の組織体制等の動向の注視や関係諸団体との連携・運営に協力し年金共済・年金基金等の福利厚生事業を支援した。

また、本会傘下会員業者及び従業者の福利厚生を図るため、年金共済事業を継続して運営した。

令和7年度の実績は以下のとおりである。

- ・加入者数 355名（月払い 322名 半年払い 33名）
- ・加入口数 月払い 1,206口、 半年払い 54口
- ・積立金合計 1,843,099,076円（2026年3月31日実績）

（月払い：1,703,678,463円、半年払い：139,420,613円）

※ 上記年金共済事業は、昭和62年2月から明治安田生命相互会社が幹事会社となり、加入者（個人）が保険料を負担する自助努力型の年金保険である。

- ④ 通常総会において、表彰基準に基づき入会促進等に対し顕著な功績を残した都道府県協会、キャリアパーソン受講目標を達成した都道府県協会等の表彰を行った。

【令和6年度実績に基づく令和7年度通常総会時表彰者一覧】

ア 会員数維持率

1位 鳥取県、2位 沖縄県、3位 滋賀県

イ 入会者数比率

1位 沖縄県、2位 大阪府、3位 鳥取県

ウ 不動産キャリアパーソン関係表彰

a) 受講目標を達成した都道府県協会

1位 鳥取県、2位 石川県、3位 京都府、4位 愛知県、5位 大分県

b)直近過去3年間(年度)で1社50名以上申込企業(令和7年3月31日現在)

朝日土地建物株式会社(東京都他 協会会員)

株式会社中央住宅(埼玉県他 協会会員)

入会促進等に対し顕著な功績を残した都道府県協会				不動産キャリアパーソン 受講目標を達成した都道府県協会				
								
長谷川 義明 鳥取県宅建協会会長	渡久地 政彦 沖縄県宅建協会会長	泉 勝博 滋賀県宅建協会会長	山本 清孝 大阪府宅建協会会長	長谷川 義明 鳥取県宅建協会会長	小間井 隆幸 石川県宅建協会会長	伊藤 良之 京都府宅建協会会長	伊藤 亘 愛知県宅建協会会長	宮崎 教生 大分県宅建協会会長

(3) 新ハトマークの普及啓発

新ハトマークについて関係委員会と連携のもと普及啓発に努めた。

(4) 関連団体の運営への協力

本会が主体となって設立した一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会及び一般財団法人ハトマーク支援機構の運営に協力した。

(5) 円滑な会務運営と合理的な会議の開催

円滑な会務運営を図るため、都道府県協会、全宅保証、関係諸機関との連絡・調整等迅速・的確に行い、事務運営と事務処理体制の強化を図った。

また、公益社団法人として、機関会議をはじめとする各種諸会議の適正な運営に努めるとともに、Web活用も含め開催場所や時間等を考慮した合理的な会議開催に努めた。

①総会、理事会

	会議名	開催日	出席人数	場所	主な決議事項
(1)	定時総会	6月26日(木)	47名 (社員47名)	於：ホテル ニューオータニ	・令和6年度決算承認の件 ・令和6年度事業報告の件 ・定款の一部変更承認の件
(2)	理事会 第1回	5月30日(金)	89名 (理事85名 監事4名)	於：第一ホテル東京 (Web会議併用)	・令和6年度事業報告 ・令和6年度決算報告 ・業務執行状況報告 ・会計執行状況報告
(3)	理事会 第2回	11月28日(金)	87名 (理事83名 監事4名)	於：第一ホテル東京 (Web会議併用)	・諸規程の一部改正(案)について ・選挙管理委員会の設置について
(4)	理事会 第3回	3月24日(火)	90名 (理事86名 監事4名)	於：第一ホテル東京 (Web会議併用)	・業務執行状況報告 ・会計執行状況報告 ・令和8年度事業計画 ・令和8年度収支予算

総会、理事会	
総会	理事会
6月26日/ホテルニューオータニ	【第1回】5月30日/第一ホテル東京 【第2回】11月28日/第一ホテル東京 【第3回】3月24日/第一ホテル東京
	

②その他機関会議

	会議名	開催日	場所
(1)	常務理事会 第1回 常務理事会 第2回 常務理事会 第3回	5月20日(火) 11月14日(金) 3月11日(水)	於：全宅連会館 (Web会議併用) 於：全宅連会館 (Web会議併用) 於：全宅連会館 (Web会議併用)
(2)	合同正副会長会議 第1回 合同正副会長会議 第2回 合同正副会長会議 第3回	5月8日(木) 10月31日(金) 3月2日(月)	於：全宅連会館 (Web会議併用) 於：石川県 於：全宅連会館 (Web会議併用)
(3)	合同正副会長委員長会議 第1回 合同正副会長委員長会議 第2回	9月3日(水) 12月22日(月)	於：滋賀県 於：第一ホテル東京 (Web会議併用)
(4)	地区連絡会幹事協会会長会	5月21日(水)	於：Web会議
(5)	監査会 第1回 監査会 第2回 監査会 第3回	5月8日(木) 10月21日(火) 2月19日(木)	於：全宅連会館 (Web会議併用) 於：全宅連会館 (Web会議併用) 於：全宅連会館 (Web会議併用)
(6)	都道府県協会長・本部長合同会議	9月2日(火)	於：滋賀県

その他機関会議	
合同正副会長会議	合同正副会長委員長会議
【第1回】5月8日/全宅連会館 【第2回】10月31日/石川県 【第3回】3月2日/全宅連会館	【第1回】9月3日/滋賀県 【第2回】12月22日/第一ホテル東京
	

③全宅連地区連絡会への出席

11月から12月に開催された6地区連絡会へ坂本会長が出席し、全宅連が行っている推進事業について説明を行った。

（６）提携大学推薦入試への対応

明海大学不動産学部への推薦入試事業を実施しており、推薦入試日程を周知した。

推薦入試（Ａ日程：試験日 11 月 23 日）には、7 名の学生を推薦、Ｂ日程（試験日 3 月 14 日）については、3 名の学生を推薦し全員合格した。

２．健全な財務運営と適正な経理処理

（１）公益法人会計基準に基づき、各事業の進捗状況並びに収支状況を正確に把握するとともに、公益法人に求められる財務 3 基準を勘案した適正な事業執行に努めた。

（２）事業遂行に支障を来さぬよう安定した財務基盤の確立に向けて検討を図った。

（３）会計基準及び税務関係の法令改正等を踏まえ、会計処理全般について、顧問公認会計士等の指導助言・会計資料等の検印を受け適正な経理処理に努めた。

また、改正公益認定法施行に伴い、財務 3 基準の見直し、定期提出書類等の変更が予定されていることから、施行後も事業運営に支障を来すことがないよう所要の準備を図った。

なお、★は宅地建物取引業法第 64 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づく、取引の安全並びに宅地建物取引に係る者の資質向上と消費者保護のため以下の公益目的事業を全宅保証から受託し実施した。

１．宅地建物取引に関する調査研究事業

（１）空き家・空き地対策等、社会の要請に応えるための基盤整備に係る調査研究

（２）不動産取引に関する消費者の利便性向上及び中小宅建業者に係る各種施策等のあり方に関する調査研究

２．宅地建物取引に関する知識の啓発事業

（１）不動産取引に関する啓発活動の実施

（２）住生活教育の推進

（３）不動産賃貸借取引に関する啓発活動の実施

（４）不動産取引等に関する意識調査の実施

（５）不動産総合情報誌「リアルパートナー」の発行

３．宅地建物取引に関する人材育成事業

（１）消費者向けセミナーの実施

（２）不動産実務セミナーの実施

以上、令和 7 年度定時総会（第 63 回通常総会）において報告した「令和 7 年度事業計画」に則り実施された各種事業を報告する。

また、一般法人法施行規則第 34 条第 3 項の規定による事業報告の内容を補足する重要な事項はないことから、附属明細書は作成しない。